

(様式第1号)

受付番号	江議第 3 号
受付日	平成3年 1月 17日
送付日	平成3年 1月 18日
答弁期日	平成3年 1月 31日
答弁受理日	平成3年 1月 31日

江田島市議会議長 林 久光 様

会派名 立風会
質問者氏名 胡子 雅信

文書質問書

江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の内容】

□. 質問項目

公の施設の指定管理者に関する監査について

□. 質問の要旨

公の施設について指定管理者制度を導入する狙いとして、①市民生活の向上が図られること、②管理運営コストの削減が図られること、③施設の設置目的をより効果的に運用できることの3点が挙げられる。

江田島市としては平成18年9月1日から指定管理者制度を導入しているが、これまで中町・宇品航路についてのみ初年度（平成27年10月1日から導入）から指定管理者のモニタリングを実施し、結果を公表している。また、平成29年12月には江田島市船舶運航事業経営戦略を策定し、ホームページで公開している。

しかしながら、指定管理施設について統一的な評価基準に基づくモニタリング調査は行なわれておらず、また、結果の公表がないので上述の指定管理者制度導入の狙い（①～③）についての効果が見えてこない。

地方自治法第199条第7項において、普通地方公共団体の監査委員は、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者についても補助金等交付団体や出資団体等と同様に監査することができる事が規定されている。

江田島市では監査委員が地方自治法第199条第7項の規定により、平成18年度、平成21年度、平成24年度、平成28年度に財政支援団体等に対する監査を行ない、その結果



果報告書を公表している。しかしながら、公の施設に関する指定管理施設については、平成28年度監査結果報告書で公益社団法人江田島市シルバー人材センターが管理する江田島市シルバーワークプラザの1ヵ所のみ触れられているが、施設運営に関する管理経費等の収支状況までの監査結果報告はない。

地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の管理運営や関係法令等を遵守した制度の運用が行なわれているかを検証し、より効率的かつ適正な管理運営に資するため、指定管理者が行なった施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行状況及び所管課の指定管理者に係る事務の執行状況を監査する必要がある。

指定管理者制度導入の狙い（①～⑤）の効果について客観的に評価するに当たり、監査委員がこれまで地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者について、上記の一部施設を除き、地方自治法第199条第7項による監査を行なっていない理由を問う。

江監第4号
平成31年1月31日

江田島市議会議長 林 久光様

江田島市監査委員 三浦 和英
江田島市監査委員 上松 英邦
(担当部局: 監査委員事務局)



文書質問答弁書

江田島市議会基本条例第7条第4号及び第5号の規定に基づく議員の文書質問については、次のとおり答弁いたします。

(1) 質問項目

公の施設の指定管理者に関する監査について

(2) 答弁内容

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査は、平成29年1月27日付けの報告書のとおり、平成28年9月26日所管課の監査、9月29日シルバーパートナーズセンターの管理するシルバーワークプラザ、10月5日観光協会の管理するふるさと交流館の監査を行っております。

なお、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査として、平成26年5月14日ふるさと交流館、同年5月15日真道山森林公园、平成27年5月14日海辺の新鮮市場、平成28年5月13日交流促進センター、平成29年5月11日竹炭工房おおがきについて、施設の管理・運営等の監査を行っております。

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査は、必要があると認めるときに監査することができるという規定です。この財政援助団体等の監査は、毎年度監査委員が協議・策定した監査等実施計画（例月現金出納検査・定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査・財政援助団体等監査・行政監査など）に基づいて監査を行っております。